

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成27年8月7日（金） 7：40～7：48

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官  
有村 治子 国家公務員制度担当大臣  
麻生 太郎 財務大臣  
高市 早苗 総務大臣  
塩崎 恭久 厚生労働大臣  
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
加藤 勝信 内閣官房副長官  
世耕 弘成 内閣官房副長官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
横畠 裕介 内閣法制局長官

説明者：三輪 和夫 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容：

○菅官房長官：ただいまから、給与関係閣僚会議を開催いたします。昨日8月6日に、人事院から職員の給与改定に関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためお集まり願った次第であります。

まず、給与改定等に関する人事院勧告の概要について内閣官房内閣人事局から説明させていただきます。

○三輪内閣人事局人事政策統括官：内閣人事局人事政策統括官の三輪でございます。

本年度の給与水準の改定についてでございます。月例給及びボーナスともに国家公務員の水準が民間の水準を下回っており、いずれも昨年に引き続いて引き上げることとなっております。月例給については1,469円の較差があったことから、俸給表を平均0.4%引き上げ、併せて、給与制度の総合的見直しで段階的に引き上げることとされております地域手当の支給割合について、官民給与の較差を埋める一環として引上げを行うこととしております。ボーナスにつきましては0.1月分引き上げという内容となっております。月例給の引上げと併せまして、年間給与は平均0.9%程度の増額となります。

また、政府から人事院に検討を要請しておりました配偶者に係る扶養手当の見直しにつきましては、人事院において民間企業の家族手当を調査した結果、今回の勧告では扶養手当の改定は盛り込まれておらず、今後とも、必要な検討を行うこととしております。

なお、この給与勧告のほか、フレックスタイム制を拡充する勧告も提出されております。

以上でございます。

○菅官房長官：次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御意見を求めます。始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○有村国家公務員制度担当大臣：今回の給与勧告は、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスともに昨年に引き続き、引上げ勧告となりました。

政府としては、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重すると基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において誠意をもって検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。

なお、給与勧告のほか、フレックスタイム制を拡充する勧告も提出されておりますので、別途、必要な対応を検討してまいります。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約670億円、特別会計で約20億円となり、重複分を差し引いた純計は、約680億円となります。一方で、現在の財政は極めて厳しい状況にありますのはご存じのとおりで、国・地方の公務員人件費につきましては、給与制度の総合的見直し等を着実に進めることにより、総額の増額の抑制に努めなければならないと考えております。

財政当局としては、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となるものであり、その取扱いについては慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○高市総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。また、地方公務員の人件費につきましては、今後とも、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化を推進するとともに、地域民間給与のよりの確な反映などの給与制度の総合的見直しを着実に進めてまいりたいと考えております。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○塩崎厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。

私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○甘利経済財政政策担当大臣：今年の春闘の賃上げは17年ぶりの高水準、有効求人倍率は23年ぶりの高水準となるなど、雇用や所得の増加を伴う経済の好循環が着実に回り始めています。今回の人事院の民間給与調査でも、昨年以上に賃金の引上げが進展していると認められます。

政府としては、国家公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるという人事院勧告の

趣旨を踏まえつつ、経済の好循環を更に拡大させていかなければなりません。他方、財政健全化にも着実に取り組む必要があり、経済と財政双方の一体的な再生を図ってまいります。

これらの観点を踏まえて、人事院勧告制度の尊重という基本的立場に立ち、勧告の実施について検討していくことが必要であると考えます。

また、女性の活躍促進は安倍内閣の最重要課題の一つであります。国家公務員の配偶者手当の見直しについては、今回は見送られていますが、人事院におかれて、具体的な検討を加速していただきたいと考えます。政府としても、女性が働きやすい税制・社会保障制度等の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。

無いようですので、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御意見を頂いたところでありますが、諸般の事情を踏まえまして更に検討を進めて頂き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思います。

以 上